

## 重要土地等調査規制法案に反対し、廃案を求める会長声明

1 衆議院本会議において、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」（重要土地等調査規制法案）が本年6月1日に可決され、現在、参議院で審議されている。

しかし、本法案は、人権侵害の危険性が極めて高く、憲法に違反するものである。当会は、本法案の拙速な成立に反対し、廃案を求めるものである。

2 政府の説明によれば、本法案は、重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的とする。かかる目的のため、内閣総理大臣は、重要施設の敷地周囲おおむね1000メートルの範囲内や国境離島等の区域について、「注視区域」や「特別注視区域」を告示指定し、区域内の土地等の利用状況等を調査し、利用者に対し、機能を阻害する利用の中止等を求める勧告や命令ができるものとする。また、特別注視区域内にある土地等に関する所有権等の移転等について、内閣総理大臣への事前届出を義務づけるものとする。

そして、内閣総理大臣への調査義務違反、中止命令違反、届出義務違反に対しては、刑事罰を科しうるものとする。特に、中止命令違反については、2年以下の懲役、届出義務違反については、6月以下の懲役が科しうるものとされる。

3 本法案は、「注視区域」、「特別注視区域」に指定された土地の利用状況の無限定な調査により、国民のプライバシー権（憲法13条）が害される危険がある。また、調査の対象は、何ら限定されておらず、調査対象者の思想信条にまで、調査がなされるおそれがある、これは、国民の思想良心の自由（憲法19条）への侵害の危険を有する。

また、土地の利用行為の制限および所有権の移転等の事前届出の義務付けは、国民の財産権（憲法29条）の侵害の危険を強く有する。

さらに、重要施設となりうる規制の対象区域は、自衛隊基地のみならず、重要インフラ施設の周辺を含むとされ、政府は、これまでの国会審議でも対象地域の詳細を明らかにしていない。そのため、内閣総理大臣により、多くの地域が重要施設として指定され、広汎な規制がなされるおそれがある。

4 さらに、本法案の根本的な問題点は、法案の法文には多くの重要な事項が明文で定められておらず、すべての要件が曖昧で、政令もしくは総理大臣の判断に委ねられていることである。

まず、注視区域指定の要件である「重要施設」のうちの「生活関連施設」とは、何を指すのかは政令で定められ、「重要施設」の「機能を阻害する行為」とは、どのような行為なのかについても政府が定める基本方針に委ねられている。

加えて、調査の対象者について、どのような情報を調べるのかも政令に委ねられている。

さらに、調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とはだれ

か、勧告・命令の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とは、どのような行為を指すのかについては、政令で定めるとの規定もなく、総理大臣の判断に一任されている。

このように本法案は、刑罰の対象とされる行為の要件を法律に明示していない。本法案は、刑罰の構成要件の明確性を定める憲法31条に違反するものである。

5 茨城県においては、小美玉市の百里基地、東海村の東海第二原子力発電所、陸上自衛隊古河駐屯地等、「注視区域」に指定されうる重要施設が多数ある。

本法案の拙速な成立は、本県の多くの県民の生活に多大な影響を与えるおそれがある。

6 以上より、本法案は、人権侵害の危険が極めて高く、憲法に違反するものである。当会は、本法案の拙速な成立に反対し、廃案を求めるものである。

2021年（令和3年）6月15日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修一